

ドイモイ(刷新)政策導入後のベトナムに於ける
資本・金融自由化政策概観

平成19年3月 原田 輝彦

1. ベトナムは現行 1992 年憲法 § 15 に於いて私的所有権保護を保障しており、政治制度面はともかくとして、経済制度面では一般に土地や生産財公有を特徴とする資本主義諸国法圏所有権概念とは一線を画する。社会主義法圏に於ける私法論とは趣を異にする法制度が定着している。この動きは、1986 年 12 月開催された第 6 回ベトナム共産党大会決議によるドイモイ (doi moi : innovation. 刷新) 政策に端を発するもので、爾来 20 年余が経過した今日に於いては、国内的・対外的にも掌ての教条主義的中央計画経済制度への後戻りは出来ないものと見られる。
2. ドイモイ政策導入に際しては、政治権力中枢を担う共産党政治局内で守旧派との間で激的な議論が交された。その背景には、1946 年 12 月旧宗主国フランス軍との間で戦端が開かれて以来、1954 年 5 月ベトナム北西部デイク、ビエンフーの戦いに勝利するも、ジュネーブ協定 (1954 年 7 月) がなし崩し的に反故にされ、1960 年代初めには米軍介入を経、南北ベトナム全土に甚大な人的物的損害を齎した。救国独立戦争 (ベトナム側の名称; 所謂ベトナム戦争) 勝利にも不拘、一向に改善されなかった国内経済状況に対するベトナム人民の不満を解決せんとした政治局の意思が存在している。すなわち、精強な米軍を前にして「貧しさを分かち合う社会主義」を特徴としていたベトナムが、1976 年 7 月統治機構上の統一を果たしたにも不拘、政治イデオロギーが前面に押し出され、①旧南ベトナム領域内で強行した資本主義的経済運営から社会主義的なそれへの切替、②カンボジア侵改 (1979 年 1 月)・中越戦争勃発を契機に米欧日からの embargo (貿易取引禁止)、及び③COMECON 盟主であった旧ソ連邦、東欧諸国経済取引低迷等が祟り、戦時経済体制から平時経済 mode への円滑な切替に失敗したことが、路線転換の大きな誘因となった。
3. 先行研究を概観すると、アジア (NIES、ASEAN) 諸国経済成長に際して、所謂開発主義的手法が韓国・シンガポール・マレーシア・インドネシアは固より、1960 年代高度経済成長期日本に於いても有効な経済運営に資する環境にあったことが分かる。一方、独立統一後ベトナムに於ける標記ドイモイ (刷新) 政策切替以前には、資本の原始的蓄積が不十分な中、強力な政治権力が農業集団化・企業国有化等不適切な経済政策を実施したため、標記国内経済の混乱を惹起したということが分る。開発主義的経済政策が有効に機能したのは NIES、ASEAN 諸国や日本が元々私的所有権制度には原則として手をつけることなく、自由な企業活動の自由を保障したことが大きく寄与しているという指摘 (桜井毅編『経済学Ⅱ米資本主義経済の発展』有斐閣大学双書 1980 年) があるが、ベトナムの場合その反対の政策を強行したことが、標記国内経済混乱を招来したと評することが出来よう。

4. このような文脈で、1994 年以来 ODA の一環として開始され、2007 年の今日に於いても継続、民商事実体法、訴訟法、破産法等手続法領域をも包含する日本の法整備支援は、市場経済を規律し、円滑な資本移動、法定果実の享受等という諸現象を私的所有権保護保障という法律学的切り口からベトナム社会に即した形で有効な処方箋を蓄積しつつある。1990 年台に始まった日本からベトナムへの海外直接投資活動が既に相当な残高で積み上がり、ベトナム現地で稼得した投資収益の再投資期を迎えている今日、多額の不稼働資産、不良債権を抱えていると直観される国有、国営企業（事業法人、金融法人両 sector に及ぶ）改革進捗状況は、ひとりベトナム政府経済政策担当部局だけではなく、既に日常取引を通じて直接間接に密接な利害関係を構築している日系企業にとってもまた、重要な関心事である。財産取引を規律する民商事法整備が一層重要な所以である。

以上